

埼玉縣護國神社の例大祭への出席について

去る 4 月 9 日、さいたま市にある埼玉縣護國神社の例大祭に出席しました。その経緯について、説明します。

3 月 10 日、埼玉縣護國神社から議会事務局を通して議長あてに招待状が届きました。その趣旨は、「戦没者に慰霊感謝の誠を捧げる」とのことでした。議長として、公務に関するご案内をいただいた場合、他の公務との兼ね合いを考慮しつつ、可能な限り出席するというのが、これまでの私の基本的な考え方でした。

私事ではございますが、親戚や知人の肉親で戦没した人がおり、日頃より戦没者の方々への深い哀悼の念をいただいております。埼玉縣護國神社は、国のために命を捧げた和光市を含む埼玉県出身の戦没者が祀られています。この招待状を受け取った際、戦没者の方々への哀悼の意を表したいという純粋な気持ちから出席を決めました。

その後、この出席に対して、市民や一部の議員からの疑義の声が出されました。これらのご意見は真摯に受け止めております。

議長は、議会を代表する立場として、市民の皆様や、議員各位のさまざまなご意見に耳を傾け、その思いを尊重することは極めて重要でございます。その意味におきまして、今回、私の一存で出席の判断をしたことは、配慮が足りなかった点があったと深く反省しており、心よりお詫び申し上げます。

戦没者の方々には、祖国のためにかけがえのない命を捧げられたのであり、その御霊を慰め、何らかの形で哀悼の意を表することは、国民として大切なことであると考えております。しかしながら、和光市議会においては、これまでこのような行事への出席について、明確な検討や共通認識の確認がなされてこなかったと認識しております。この問題は、政治と宗教という繊細な事柄に関係しますので、今後の議会における重要な検討課題として取り扱っていただくようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、以上の事情をご賢察いただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【付言事項】

市民から市議会議長宛にいただいたご質問については、次のとおり考えております。

1. 議長が本行事に公務として参列した経緯（招待の有無、依頼者）、決定プロセス（議会内協議の有無）、市外の神社への参列の公共性は何か。

（回答）本行事は、埼玉縣護國神社の宮司と祭典委員長から議長宛に正式に招待状が来ているものであり、前述の私のスタンス通りに参列する旨を回答し、実際に参列いたしました。和光市を含む埼玉県の戦没者追悼という趣旨であり、公共性があるものと考えております。

2. 参列に伴う公費支出（玉串料、交通費等）の有無と内訳、議長の具体的な行動（記帳、献花、玉串奉納等）は何か。これらが政教分離原則に適合する根拠は何か。

（回答）参列に伴う公費支出としては、移動に伴う公用車の費用です。玉串料は公費、私費とも支出していません。当日は、一般的な儀式的流れに沿って行動しました。具体的には、玉串奉納は行いましたが、記帳と献花は行っておりません。
政教分離との関係については次項のとおりです。

3. 本参列が最高裁の「目的・効果基準」に適合する根拠、市民の多様な価値観に与える影響、政教分離を理由に参列を控える他自治体との違いは何か。

（回答）出席の判断にあたり、今回の件が最高裁判所の判例で示されている「目的・効果基準」に照らし、政教分離原則に抵触しないかどうかを慎重に検討いたしました。その結果、目的は戦没者の方々への哀悼の意を表するという世俗的な物であり、効果としては、神社に対して一切の金銭的な支出を行っていないことから、特定の宗教が援助・助長される、または、他の宗教が圧迫・干渉されることにはあたらないことと判断いたしました。なお、念のため事後に弁護士にこの件について相談し、同様の見解を得ております。

市民の多様な価値観に与える影響については、全ての公務に関わることであり、一概に申し上げることは困難であると考えます。

政教分離原則に反しないとの判断のもと出席することとしたものであり、政教分離を理由に参列を控える他自治体の考えについては了知しておりません。

4. 参列の事前公表や市民意見聴取を行わなかった理由、市民からの疑義への対応方針、経緯の公開予定はあるか。

（回答）渉外的な公務につきましては、個別案件ごとの事前公表は一般的に行っておりません。また、市民からの疑義への対応方針は現時点では定めておりません。

しかしながら、ご意見やご懸念に対して誠実に説明することは当然のことと考えており、本書をもって、その経緯を明らかにさせていただくものです。

5. 議長の宗教施設関連公務のガイドラインの有無、市外施設への参列基準、今後の透明性向上策は何か。

（回答）現在のところ、議長の宗教施設関連公務、および、市外施設への参列基準に関するガイドラインは存在しておりません。

今回のご指摘を踏まえ、今後の透明性向上策については、議会全体としての重要な検討課題として取扱わせていただきたいと思いますと考えております。